

各種真菌症に関する診断・治療のガイドライン作成のポリシー

理事長 澁谷和俊

一般社団法人日本医真菌学会（以下医真菌学会）は、定款第三条に定める目的達成の一助として、種々の真菌症に係る診断・治療のガイドライン（以下ガイドライン）を作成し、広く一般に公開している。医真菌学会は、ガイドライン作成に係る基本的な考え方とその手順を『ガイドライン作成のポリシー』として、ここに定める。

＜目的＞医真菌学会は、定款第四条に則り、診断、治療、病態の理解及び疾病の啓発が特に重要である真菌症あるいは新興・再興真菌症等に関してガイドラインを作成し、広く社会に公開することを以て、真菌感染症に係る国民の衛生向上を促進して公共の福祉に貢献する。

＜作成・改訂＞新規ガイドライン作成及び既刊ガイドラインの改訂は、ガイドライン検討委員会で当該疾患の発生動向に加え、薬剤や診断法の開発状況等の重要影響要因を分析・検討して作成が適当との判断に至った場合、この結果を担当理事が理事会に報告し、理事会の審議を経て決定する。尚、既刊ガイドラインの刊行から改定までの期間は特に定めない。

＜作成委員＞ガイドラインの作成あるいは改訂が決定した場合には、理事会は審議により学会役員の中から委員長候補者を選出し、理事長が任命する。委員長は学会員の中から副委員長及び委員候補者を選出し、理事会の審議を経て理事長が任命する。ただし、当該専門領域で特に招聘が必要と判断される委員については、非学会員であることを妨げない。全ての作成委員は、日本医学会の利益相反マネジメントの指針を遵守してガイドライン作成作業の開始時から刊行日の利益相反状態をガイドラインの冊子中に開示しなければならない。

＜出版形態＞ガイドラインは、ISBNが附与された書籍として刊行する。

2021年2月3日